会 議 概 要

	<u> </u>
会議の名称	第1回久喜市公共施設個別施設計画検討委員会
開催年月日	令和4年10月28日(金)
開始・終了時刻	午前10時00分から午前11時45分まで
開催場所	久喜総合文化会館 研修室3・視聴覚ライブラリー室
議 長 氏 名	市長 梅田 修一、会長 石上 泰州
出席委員(者)氏名	池田 宏、石上 泰州、内田 サイ子、小島 比ろ子、 坂口 信蔵、中村 文隆、細川 敦子、丸碆 正樹、三澤 善考
欠席委員(者)氏名	秀島 敏治
説明者の職氏名	財政部参事兼アセットマネジメント推進課長 髙田 健一 アセットマネジメント推進課 主幹兼管理・計画係長 藤本 健
事務局職員職氏名	久喜市長 梅田 修一財政部長 関口 康好財政部副部長 川名 健一財政部参事兼アセットマネジメント推進課長 髙田 健一アセットマネジメント推進課 主幹兼管理・計画係長 藤本 健担当主査 古畑 剛士主事 井高 璃子
会 議 次 第	 開会 市長あいさつ 会長、副会長の選出 会長、副会長あいさつ 諮問 議題 (1) 久喜市における公共施設アセットマネジメントと個別施設計画について (2) 個別施設計画の一部見直しについて (3) その他 7 閉会

配布資料	 ・次第 ・久喜市公共施設個別施設計画 ・資料1 久喜市における公共施設アセットマネジメントと個別施設計画について ・資料2 久喜市公共施設個別施設計画一部見直し内容 ・委員名簿 ・久喜市公共施設個別施設計画検討委員会条例 ・傍聴要領 ・諮問書の写し
会議の公開又は非公開	公開
傍 聴 人 数	2人

審議会等会議録

発言者・会議のてん末・概要

司会(髙田参 皆様、こんにちは。

事) 本日は、大変お忙しい中、第1回久喜市公共施設個別施設計画検討委員会にご 出席をいただきましてありがとうございます。

私は本日の司会・進行を務めさせていただきます、財政部アセットマネジメント推進課長の高田と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、ただ今から、委員委嘱式を執り行いたいと存じます。

初めに梅田市長から委員の皆様に委嘱書を交付させていただきます。

お手元の名簿順にお名前をお呼びいたしますので、その場にてご起立願います。

(梅田市長から一人ひとりに委嘱書を交付)

司会(髙田参 ありがとうございました。

事) 以上、10人の皆様に委員をお願いすることになりました。

どうぞよろしくお願いいたします。

続きまして、委員及び事務局職員の紹介でございます。

本日は、第1回目の会議でございますので、委員の皆様から一言ずつ自己紹介 をお願いしたいと存じます。

なお、お手元の名簿順にお願いしたいと思います。

それでは、池田様からお願いいたします。

(委員の自己紹介)

司会(髙田参 ありがとうございました。

事) 続きまして、執行部の自己紹介をさせていただきます。

(執行部の自己紹介)

司会(髙田参 どうぞ、よろしくお願い申し上げます。

事) 以上を持ちまして、久喜市公共施設個別施設計画検討委員会委員委嘱式を終わらせていただきます。

ありがとうございました。

それでは引き続き、第1回久喜市公共施設個別施設計画検討委員会を開会させていただきます。

議題に先立ち、皆様にご了承をいただきたいことがございます。

まず、会議録作成のため、審議の様子を録音させていただきますことをご了解

願います。

次に、この会議は、久喜市審議会等の会議の公開に関する条例第3条に基づき 公開となりますことから、傍聴を希望される方がいる場合には受け入れるもので ございます。

傍聴につきましては、お手元の傍聴要領のとおり取り扱いたいと思いますので、委員の皆様にはよろしくお願いいたします。

それでは、傍聴の方がいらっしゃいますので、入室いただきます。

(傍聴希望者の入室)

司会 (髙田参 それでは、開会にあたり、梅田市長からごあいさつを申し上げます。 事)

梅田市長 (市長あいさつ)

司会(髙田参 ありがとうございました。

事) 続きまして、会長、副会長の選出に入らせていただきます。

選出に当たりましては、久喜市公共施設個別施設計画検討委員会条例第6条第1項の規定により、最初の会議は、市長が招集することになっておりますことから、市長を座長として進めさせていただきたいと存じます。

梅田市長、よろしくお願いします。

座長 (梅田市 それでは、会長、副会長を選出するまでの間、暫時、座長を務めてまいります 長) ので、ご協力をお願いいたします。

この委員会には、久喜市公共施設個別施設計画検討委員会条例第5条の規定によりまして、会長及び副会長をそれぞれ1人、委員の互選により定めることとなっております。

それでは、会長、副会長の選出につきましては、どのようにお取り計らいをしたらよろしいですか。

小島委員 前回に引き続きまして、石上委員に会長をお願いしてはどうでしょうか。

座長 (梅田市 ただ今、小島委員さんから、会長に石上委員さんとのご意見がございました 長) が、委員の皆様いかがでしょうか。

(異議なし)

座長 (梅田市 石上委員さん、お引き受けいただけますでしょうか。 長) (石上委員了承)

座長 (梅田市 ありがとうございます。

長) それでは、ご本人の了解をいただきましたので、石上委員さんを会長に決定させていただきます。

続きまして、副会長の選出をお願いしたいと思います。

副会長の選出につきまして、どなたかご意見はございますか。

石上委員 三澤委員さんに副会長をお願いしてはどうでしょうか。

座長 (梅田市 ただ今、石上委員さんから、副会長に三澤委員さんとのご意見がございました 長) が、委員の皆様いかがでしょうか。

(異議なし)

座長 (梅田市 三澤委員さん、お引き受けいただけますでしょうか。 長)

(三澤委員了承)

座長 (梅田市 ありがとうございます。

長) それでは、ご本人の了解をいただきましたので三澤委員さんを副会長に決定い たします。

両委員さんにおかれましては、どうぞよろしくお願いいたします。

会長、副会長が選出されましたので、ここで座長の任を解かせていただきま す。

ご協力ありがとうございました。

司会 (髙田参 それではここで、会長、副会長よりごあいさつを頂戴したいと存じます。 事) はじめに、石上会長、お願いいたします。

石上会長 (会長あいさつ)

司会(髙田参 ありがとうございました。

事) 続きまして、三澤副会長、ごあいさつをお願いいたします。

三澤副会長 (副会長あいさつ)

司会(髙田参 ありがとうございました。

事) 会長、副会長が決まりましたので、ここで、梅田市長から石上会長に諮問を行

いたいと思います。

市長より諮問書をお渡ししますので、石上会長、前へお願いいたします。

(梅田市長から石上会長へ諮問書の手交)

司会(髙田参 ありがとうございました。

事) なお、誠に恐縮ではございますが、このあと市長は別の公務がございます関係 で、ここで退席させていただきます。

(市長退出)

司会 (髙田参 ここからの会議の進行につきましては、条例第6条の規定に基づきまして、会 事) 長に議事の進行をお願いいたします。

> なお、議事に入ります前に、席の準備をさせていただきます。 準備が整いますまで、暫時、休憩とさせていただきます。 また、諮問書の写しを配布させていただきます。

(休憩)

(再開)

司会 (髙田参 それでは、会長どうぞよろしくお願いいたします。事)

石上会長 では暫時、議事進行を務めさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

議題に入ります前に、事務局から何かご説明はありますか。

事務局(藤本 それでは、ご説明させていただきます。

主幹) 議題に入ります前に、本日の会議資料の確認をさせていただきたいと存じま す。

- 次第
- 久喜市公共施設個別施設計画
- ・ 資料 1 久喜市における公共施設アセットマネジメントと個別施設計画 について
- ・資料2 久喜市公共施設個別施設計画一部見直し内容
- •委員名簿
- 久喜市公共施設個別施設計画検討委員会条例
- 傍聴要領
- ・諮問書の写し

以上でございますが、不足はございませんでしょうか。

(不足なし)

事務局 (藤本 次に、会議の進め方として、会議の公開等の手続き等につきまして、ご説明さ 主幹) せていただきます。

> 久喜市では、会議の公開等の取り決めとして、久喜市審議会等の会議の公開に 関する条例に基づき会議を行っております。

> まず、条例第3条により、会議は原則公開としておりますことから、本日の会議につきましても公開とさせていただきます。

また、条例第6条により、事前に会議の開催を公表することとしておりますことから、市内の公共施設の市民参加コーナーや市ホームページで、あらかじめお知らせしております。

次に、第7条により、会議が非公開とされたとき以外は傍聴ができることとなっております。

先ほどご説明させていただきましたとおり、本日の会議は公開とさせていただきますことから、傍聴希望者がいれば傍聴を認めることとさせていただきます。

次に、第9条により、会議録を作成することとしております。

会議録につきましては、市の方針として「全文記録方式」もしくは「できる限り全文記録方式に近い形」で作成し、1ヶ月以内を目処に、市民の皆様に公開することとしております。

また、会議録の作成にあたりましては、あいさつなどは省略し、委員の皆様の発言につきましては、その趣旨を変えずに、いわゆる「テニヲハ」や「複数の委員による同時双方向的な議論で整理しないとわかりにくい発言」、「同一委員による繰り返しのような発言」などを調整して記録する「できる限り全文記録方式に近い形」で作成してまいりたいと考えております。

なお、会議録の確認等につきましては、事務局にて会議録の原案を作成後、会 長に一任してご確認いただき、署名をもって確定とさせていただきたいと存じま す。

次に、ご審議をお願いしたい事項といたしまして、委員名簿の公開でございま す

久喜市では、会議録の公開に併せまして、委員の名簿も公開しておりますことから、お手元にお配りしてある名簿のような形で、市ホームページ等で公開したいと考えております。

また、市ホームページ等での公開とは別に、委員の皆様の氏名、住所、電話番号を記しました公職者名簿を作成し、公文書館にて閲覧できることになっております。

しかしながら、住所と電話番号につきましては、個人情報となりますことから、基本的には空白とし、ご本人の了解を得られれば掲載させていただく取り扱いとさせていただきたいと思いますので、この件につきましても、ご審議をお願

いしたいと存じます。

石上会長

ただ今、何点かご提案がございました。

- ・会議録は「できる限り全文記録方式に近い形」で作成すること。
- ・会議録は、事務局が作成後、内容の確認を会長に一任し、署名をもって確定すること。
- ・市ホームページ等で公表する委員名簿については、資料の名簿のような形式 で公表すること。
- ・公職者名簿の掲載方法は、住所、電話番号欄は空白とし、委員の了承が得られれば、住所、電話番号を含め公開すること。

住所、電話番号は公開されないということでよろしいでしょうか。

(異議なし)

石上会長

住所、電話番号につきましては、空欄という形で公文書館に保管をさせていた だきます。

何かご意見はございますか。

(意見等なし)

石上会長

それでは、議題に入らせていただきます。

議題(1) 久喜市における公共施設アセットマネジメントと個別施設計画について、事務局からご説明をお願いします。

事務局(藤本 資料1をご覧ください。

主幹)

本市では、公共施設アセットマネジメントの取組みの一環として、令和3年3月に「久喜市公共施設個別施設計画」を策定しました。

まずは、現在、久喜市の公共施設が抱える課題とそれを解決するための取組みである公共施設アセットマネジメントに対する考えや「久喜市公共施設個別施設計画」の内容について、ご説明させていただきます。

1ページをご覧ください。

はじめに、公共施設個別施設計画策定の背景についてです。

平成24年に中央自動車道上り線で発生した笹子トンネル天井板落下事故をきっかけに、公共施設の老朽化問題が全国的な課題として認識され、公共施設の維持管理や更新を確実に実施していかなければならないと考えられるようになりました。

そこで、国では、建築物やインフラ施設など、あらゆる公共施設の維持管理や 更新を確実に実施するための対策を、その費用も含めて把握するとともに、対策 を講じていくために、公共施設アセットマネジメントの取組みを推進していくこととしました。

これを受けて、本市では、平成28年3月に「久喜市公共施設等総合管理計画」を策定し、市が保有する公共建築物やインフラ施設の維持管理の基本となる考え方や更新費用の削減目標を定めました。

そして、この総合管理計画に続く計画として、令和3年3月に「久喜市公共施 設個別施設計画」を策定しました。

個別施設計画とは、総合管理計画の考えや目標を実現するために、学校や公民館など、市が保有する公共建築物一つひとつの将来の方向性を明らかにする計画です。

2ページをご覧ください。

次に、本市の現状についてです。

久喜市では1970年代後半から1980年代初頭にかけて、公共施設が集中的に整備されてきました。

特にグラフの水色、学校教育系施設の多くは、1980年代までに整備された ものが大半を占めています。

一般的に建築物は、築30年を経過すると、老朽化の進行により大規模な改修を要しますが、令和2年3月現在、築30年以上の施設の割合は全体の70%を超えており、施設の老朽化が着実に進行しています。

そのようなことから、今後、近いうちに、これらの施設の改修・更新等の費用 が一斉に必要となってまいります。

3ページをご覧ください。

公共建築物の延床面積の割合を施設分類別に示した図です。

本市の保有する公共建築物は182施設、約34万6千㎡となりますが、学校 教育系施設が全体の約6割を占めています。

先ほどもご説明したように、本市の学校教育系施設は、子どもの数が増加傾向 にあった1980年代までに整備したものが大半を占めています。

4ページをご覧ください。

次に、久喜、菖蒲、栗橋、鷲宮の地区別の所有状況です。

各地区における公共建築物は、ほぼ全ての分類の施設がそれぞれの地区に配置 されています。

中でも、市役所・総合支所などの行政系施設や保健センターなどの医療・保健施設、図書館など、市全体で1施設程度の配置となる施設についても各地区に配置していることから、同一機能の施設の重複が生じています。

5ページをご覧ください。

本市が所有する公共建築物の延床面積を市民1人当たりに換算すると、約

2. 34㎡/人となります。

本市と行政規模が類似する県内他市の平均が 2. 2 2 m^2 /人、その中でも市町村合併していない市の平均が 2. 0 4 m^2 /人であることから、他市と比べると、本市の公共施設の保有量は高い水準にあることがわかります。

6ページをご覧ください。

次に、人口の推移についてです。

本市の人口は、平成17年にピークである約15.4万人に至るまで増加を続けてまいりましたが、その後は減少に転じています。

平成28年に策定した久喜市人口ビジョンでは、令和42年には約11万人にまで人口が減少するものと推計しています。

また、少子高齢化を背景に、人口数だけではなく人口構成にも変化が生じています。

現在は65歳以上の高齢者1人を現役世代となる生産年齢人口約2.3人で支えている状態であるのに対し、令和42年時点には、生産年齢人口約1.4人で 高齢者1人を支えることとなり、現役世代の負担の増加が見込まれています。

7ページをご覧ください。

この図は、市の扶助費と普通建設事業費の推移と見込みを表しております。

扶助費とは、社会保障制度として高齢者や児童などへの支援に要する費用ですが、今後も、少子高齢化の影響を受け、増加し続けると考えられています。

一方で、普通建設事業費とは、学校、道路、橋りょうをはじめとする公共施設の建設や改修などに要する費用です。

仮に、現在保有する全ての公共建築物をそのまま維持し、必要な改修を行った場合、今後35年間に必要となる費用は、約1, 515. 7億円、1年あたりの平均は約43. 3億円になると試算しております。

この金額は、これまでの本市における普通建設事業費の年間予算の約1.6倍に相当しますが、生産年齢人口の減少に伴い、市税の増収は見込めず、扶助費の増加を踏まえると、このような多額の費用を支出し続けることは難しくなります。

8ページをご覧ください。

本市の公共建築物の劣化状況についてです。

本市では、個別施設計画の策定にあたり、所有する全ての建築物について現地調査を実施し、劣化状況を把握しました。

写真は、実際に確認された劣化箇所の一部になりますが、屋上の防水層の劣化、外壁の損傷、天井材の一部脱落、電気設備の損傷など、建築物のあらゆる部位において、劣化の進行が見られました。

これらの劣化が進行すると、施設の利用者の安全に支障を及ぼすおそれがあります。

右側の写真は、令和元年に発生した台風19号の被害で、久喜総合文化会館の入口の天井が落下する事故が発生しています。

幸い、夜間に発生したため、けが人などはいませんでしたが、この事例から も、本市における公共施設の老朽化問題が現実のものとなりつつあることがお分 かりいただけるかと思います。

9ページをご覧ください。

ここまでにご説明した本市の公共施設に関わる課題を整理します。

本市の人口は減少が続いており、約35年後には現在の4分の3程度にまで減少することが見込まれています。

また、生産年齢人口の減少により税収の増加は見込めない一方で、少子高齢化が進行することで扶助費などの社会保障関連経費は増加を続けることが見込まれています。

公共建築物は合併前の施設を全て新市に引き継いでいることから、類似する施設が重複し、中には合併前の規模は不要となった施設も発生しています。

市民1人あたりの延床面積は近隣の同規模自治体の平均を上回っています。

建築後30年以上が経過する建築物は全体の7割以上に達し、老朽化対策の必要性が迫っています。

このようなことから、全ての公共施設を維持し続けることは難しいと考えております。

本市において今後も公共施設を維持していくためには、将来の財政状況と人口規模を見越した施設総量の縮減が必要となります。

10ページをご覧ください。

これらの課題を解決するための方策を定めたものが、今回策定した「久喜市公共施設個別施設計画」です。

個別施設計画とは、次世代へ安心・安全かつ魅力ある公共施設を引き継ぐために、個別施設における具体的な検討時期や今後の方向性を示す計画であり、計画期間は令和3年度から令和37年度までの35年間と長期に渡るものです。

上位の計画に当たる「久喜市公共施設等総合管理計画」を推進し、施設の適正な配置と財政規模に応じた対策費用の平準化を実践するための基本方針や方向性、年次計画を定めることを目的としており、本市の保有する公共建築物182施設、約34.6万㎡を対象としています。

計画策定においては、市民アンケートや地域懇談会を実施し、市民の方々の考えをお聴きするほか、有識者を含む複数の市民によって構成される外部検討会において計画の内容に関する審議を重ねるとともに、パブリック・コメントにより計画案へのご意見を伺うなど、様々なご意見を計画に反映しました。

併せて、市ホームページにおいてアセットマネジメントに関わる動画を配信するなど、情報発信も積極的に行ってまいりました。

11ページをご覧ください。

個別施設計画では、配置の適正化、建築物の長寿命化の2つの観点に基づくマネジメントの推進を基本的な方針のひとつとして定めています。

このうち、配置の適正化に該当するものが適正配置計画、建築物の長寿命化に 該当するものを保全計画として、それぞれ考え方や方向性を定めています。

適正配置計画の基本となる考え方としては、方針2から5が該当します。

本市が本来保有するべき施設規模について、必要な場所に必要な規模を配置する「施設規模・配置の適正化」、総量削減を図りながらも必要なサービスを提供し続けるための「複合化・多機能化による拠点施設の整備」、施設の目的や用途を拡大し、より多くの方が使用できるようにすることでサービスの向上を図りつつ類似施設の集約化を促進する「対象者や目的・用途を限定しないサービス提供への転換」、民間のノウハウを活用することにより有効なサービスの提供が期待できる場合は民間への売却・譲渡を推進する「役割分担の見直し」です。

適正配置計画とは、サービスの維持・充実を図りながら、総量削減を推進する ための方策を定める計画となります。

一方で、保全計画の基本となる考え方としては、方針6、7が該当します。

公共施設の劣化状況調査を定期的に行うことで、劣化を早期に把握し、計画的な修繕や改修を実施するための「適切な建築物の状況把握」、改修や建て替え費用の増大や一時的な集中が市の財政に与える影響を少しでも軽減するための「長寿命化による財政負担の平準化、建替費用の縮減」によって構成されています。

保全計画は、公共施設の保全に充てられる限られた財源を可能な限り効果的に活用するための方策を定める計画となります。

12ページをご覧ください。

公共施設の適切な保有量を実現し、整備や運営等の施設に係る全てのコストの 削減を図るためには、施設の総量を削減し、更新等費用の抑制を進めていくこと が大前提となります。

そのためには、将来の人口構造に応じて、本市が本来保有すべき公共施設量を 把握する必要があり、明確に数量化することで、過剰分、すなわち削減すべき総 量を明らかにすることができます。

個別施設計画では、この本市が本来保有すべき公共施設量を「あるべき値」と 名付け、具体的な数値を算出しております。

「あるべき値」とは、将来的な人口減少や構成の変化を踏まえた上で、本市が 行政運営を継続する上での最低限必要となる施設総量であり、今後35年間の計 画期間内において総量削減を推進していくための目安となるものです。

あるべき値は、公共施設の整備に関わる法令やガイドラインなどの公的基準や本市と同規模自治体の保有量、その他市の政策等を踏まえた上で、施設分類別に算出しました。

13ページをご覧ください。

これは、適正配置計画の一例です。

適正配置計画とは、総量削減、将来更新費用の抑制の観点から、35年間という長期的な視点に基づき、維持、廃止、集約化、転用、譲渡など、個別施設の適 正配置の方向性を示したものです。

久喜市役所を例に説明しますと、長期計画の欄では、提供するサービスに当たる「機能」は「集約化」、施設本体に当たる「建物」は「除却」となっており、 具体的な取組内容は「本庁舎機能を集約し、新庁舎を建設する。行政本庁機能は 全て移転し、現本庁舎は除却する」と記載しております。

右の欄には、機能、建物それぞれの対策を実施する時期が示されており、集約 化及び除却に取り組む時期は第1期後期と示されています。

下の段の(新) 久喜市役所本庁舎(新庁舎)には、現市役所の方向性を受けて、第1期後期に「新築」との方向性が示されています。

14ページをご覧ください。

次に、保全計画の一例です。

保全計画とは、適正配置計画を着実に推進するために、施設の方向性や劣化状況に基づき、改修等の建物の維持管理に関する対策の内容や実施時期を定め、それに要する費用を明らかにする計画です。

適正配置計画が35年間と長期的な方向性を示す計画であるのに対し、保全計画は、計画期間の第1期、令和3年から令和11年までの9年間のスケジュールを示しております。

久喜市役所を例に説明すると、上段の久喜市役所(庁舎)は、先ほどの適正配置計画において第1期後期に新庁舎への集約化、建物の除却が予定されていますが、それを受けて、令和11年に建物の除却費用を記載しています。

一方、下段の(新) 久喜市役所本庁舎(新庁舎) についても、適正配置計画に おける新築との方向性を受けて、令和9年から令和10年の2年間に新築費用を 計上しています。

なお、ここで示される工事費は、国等が示す一律の単価に基づいて算出していることから、実際に必要となる金額とは異なる場合があります。

15ページをご覧ください。

個別施設計画に基づく対策を実施した場合の削減効果の検証についてです。 はじめに施設総量の削減状況です。

令和元年度末現在において延床面積約34.6万㎡である公共建築物は、第1 期満了時点である令和11年度末には約29万㎡、第2期満了時点である令和 20年度末には約24.9万㎡、第3期満了時点である令和29年度末には約 21.8万㎡、計画期間満了時点である令和37年度末には約20.6万㎡となり、計画全体で約40.6%の削減を見込んでおります。

16ページをご覧ください。

次に、費用面における削減効果の検証についてです。

本市が保有する全ての建築物について、個別施設計画に基づく配置の適正化と 建築物の長寿命化を実施した場合、今後35年間の将来更新費用の総額は約 902.9億円、1年あたりの平均にすると約25.8億円と試算しました。

ご覧頂いているグラフ中の全ての棒グラフの金額の合計が約902.9億円であり、緑色のラインが年平均約25.8億円に該当します。

前半部分でも説明しましたが、今ある全ての公共建築物を維持し続け、必要な 改修や建替を行った場合の費用は、総額約1,515.7億円、年平均43.3 億円と試算していることから、本計画に基づく取組みを進めることで、総額約 612.8億円、年間約17.5億円、割合にして約40.4%の削減効果を見 込んでおります。

一方で、グラフ中の赤い線をご覧ください。

これは、計画期間全体において、公共施設の改修や更新に費やすことが可能と考えられる財源を示しており、35年間の総額が856.4億円、年平均にして24.5億円と推計しております。

グラフの緑色の線が本計画に対応する将来更新費用の平均額であることから、 将来必要となる更新費用が、実際に充当可能な財源推計額を上回っております。

冒頭の9年間である第1期については、適正配置計画における個別施設の方向性に加えて、建築物の劣化状況も考慮しながら保全事業の実施時期を調整し、費用の平準化を図ったため、これまでの年間予算と財源の推計額を踏まえても、予定する全ての事業の実施が可能なものと考えています。

しかし、第2期以降における長期的な見通しでは、改修等の事業が集中し、多額の費用がかかる期間も見込んでおります。

そこで、今後は、第1期に予定する事業の確実な推進を図るとともに、将来的な財政状況を踏まえて、第2期以降の更新費用の更なる圧縮と平準化について、 検討を継続していく必要があります。

最後になりますが、久喜市公共施設個別施設計画とは、限られる財源のなかで、次世代へ安心・安全かつ魅力ある公共施設を引き継ぎ、住みよいまちづくりを実現するための方向性を明らかにする計画です。

本市では、個別施設計画に基づき、今後も公共施設アセットマネジメントを推 進してまいります。

議題(1)公共施設アセットマネジメントと個別施設計画についての説明は以上となります。

石上会長 今ご説明いただきましたのは、昨年の3月に策定された久喜市公共施設個別施 設計画の概要等でございます。

これについて、ご意見等はございますか。

三澤副会長 SDGsという言葉がありますが、「住んでよかった、住みたい街」ということが大前提だと思いますので、そこを目的にやっていただきたい。

施設の各地区別の所有状況がありますが、この施設全部について、築年日と問題点を全部出せますか。

事務局 (藤本 膨大な資料になりますが、あります。

主幹)

三澤副会長
それを全部出してもらいたい。

事務局 (藤本 次回にお出しするということでよろしいでしょうか。 主幹)

三澤副会長はい。

石上会長 今回の資料には載っていませんが、個別施設計画策定時に審議会で検討した際 には、そういった資料がございましたので大丈夫だと思います。

その他ございますか。

(意見等なし)

石上会長
それでは、次の議題に進ませていただきます。

議題(2)個別施設計画の一部見直しについて、事務局からご説明をお願いします。

事務局(藤本 それでは、資料2をご覧ください。

主幹) この度、委員の皆様にご審議いただくのは、令和3年3月に策定した久喜市公 共施設個別施設計画の一部見直しになります。

> まず、1点目が「新総合複合施設の新設の取り止め」でございます。 新総合複合施設が何かというところからご説明します。

先ほど資料1の中でもご説明しましたが、現在の個別施設計画の中では今の庁舎を除却して新たな新庁舎を立てる計画になっております。

新庁舎に保健センター、子育て支援施設を併設して複合施設という形で建設をし、そこに本庁舎、それから各総合支所や第二庁舎に分散して配置している、本庁機能といわれる建設部、環境経済部、上下水道部等を新庁舎に集約していく、保健センターも各地区に一つずつありますがそこに機能を集約していく、子育て支援施設についてもある程度そこに集約をしていくというような計画になっております。

この一連の計画を実施するための新たな施設のことを新総合複合施設と呼んで

いるのですが、こちらにつきましては計画を明らかにして以降、市民の皆様のご 意見ですとか、議会等でも現在の本庁舎というのが合併後耐震補強工事をやって おりもうしばらく長期的に使用することを前提とした施設なのだから除却するの ではなくて継続的に使っていくことを考えていくべきなのではないか、といった ご意見をいただきまして、この新総合複合施設の新設というのを取り止めすると いうような考えを持っております。

先ほど、個別施設計画の中で182の施設があるとご説明しましたが、その中で、久喜市役所、(新)久喜市役所本庁舎(新庁舎)、久喜市役所第二庁舎、各保健センター、ふれあいセンター久喜、鷲宮児童館等こちらの資料2にかかせていただいている各施設は、新庁舎の建設をやめるのであればこれらの計画も見直しをしなければならないというようなことになってまいりますので、こちらの部分についてのご審議を次回以降お願いしたいと思っているところでございます。

2点目が「障がい者福祉施設の民間譲渡の取り止め」でございます。

けやきの木、くりの木、ゆう・あい、あゆみの郷、いちょうの木、のぞみ園等 の障がい者福祉施設と呼ばれるものを公共施設として持っているところです。

障がい者の方を対象とする施設は現在、民間施設もかなり増えてまいりました。

昔は公共がやるのが当たり前というような時代もありましたが、民間事業者の 参入も増えてまいりましてサービスの提供というのも、公共に劣らず、場合によっては公共よりも素晴らしいサービスの提供をしていただいている施設もございます。

現在の計画の中では、障がい者福祉施設を民間企業に譲渡していく計画になっています。

こちらにつきましても、施設の利用者や保護者等に民間譲渡についての話を担当部署で進めてきたところですが、やはりどうしても公共施設で行うことの安心感といったこともありまして、民間の事業者に譲渡することを受け入れていただくことが、非常に難しかったという現状がございます。

そのような中で、こちらも市議会等でだいぶ議論が交わされまして、この障がい者福祉施設の民間譲渡というのも、取り止める方向性を市として示しましたことから、現在の個別施設計画の中で民間譲渡となっている部分を改める計画を策定してまいりたいと考えておりまして、この部分のご審議を第2回以降にお願いできればと思っているところでございます。

3点目が「集会所の地元譲渡の取り止め」でございます。

東町集会所、太田集会所、本町集会所等、集会所といわれるものをいくつも市では保有しております。

集会所につきましては数が非常に多く、地元の地域の皆様には大変重要な施設であることは市としても重々承知しているところですが、資料1の方でも説明してまいりましたとおり、今ある公共施設を全て維持していくというのは将来的に

市の財政状況を悪化させることに繋がりかねないということがございます。

そこで、使用できる団体が限られる公民館を様々な人が利用できるコミュニティセンター化することで、集会所を利用していた方がそちらを利用できるようにして、代替となる施設を用意した上で集会所の数を減らしていきたいという考えを持っておりました。

では、どのように数を減らしていくかということで、集会所は地元の皆様にとっては馴染みの深い施設になりますから、地元の自治会にお引き受けいただくことはできないかということで、今の計画が作られているところでございます。

こちらにつきましても、市が地元自治会の方に譲渡のお願いに行き交渉を重ねてきたところですが、地元で今後この施設を引き受けて維持管理をしていくということはなかなか難しいというところがございまして、地元譲渡というのは取り止めするというような方針を持っているということです。

では、地元譲渡をやめたらどうするかという新たな計画案を策定してまいりたいと考えておりますので、こちらも審議の対象ということで考えているところでございます。

4点目が「保育園の一律民間譲渡の見直し」でございます。

先ほど障がい者福祉施設でも申し上げたことと同様ですが、保育園というのも 少し前までは公立であることが当然で、民間が参入することがそう多くはなかっ たと思います。

ただ、時代が進んで変化してまいりまして、共働きの世帯が増えたりですとか、そういった中で保育園の需要というのが非常に高まりまして、民間の事業者でも保育園の事業に参入することが非常に増えております。

皆さんがお住いの地域も周りを見渡していただくと、公立の保育園だけでなく 私立の保育園も数多くお見かけするかと思います。

これも先ほどの障がい者福祉施設と同様に民間の事業者にできることは民間の 事業者にやってもらってもいいのではないかということで、保育園も一律民間譲渡という計画に現在はなっているところでございます。

ただ、中には支援ですとか配慮を要するお子様というのが少なからずいらっしゃり、やはり公立の保育園に預けるということの安心感をもっていらっしゃる保護者の方というのも一定数おられるというところで、全て一律に民間譲渡をしていくというのは改めた方がいいと市では考えているところでございます。

この保育園につきましても見直しをしてまいりたいと思っております。

5点目が市長選挙公約「まちのつくり方改革2ndステージ」でございます。 ご記憶に新しいところだと思いますが、今年の4月に市長選挙がございまして、選挙の中で梅田市長が市民の皆様にお約束をした施設というのがいくつかございます。

その施設というのがこちらに書かせていただきました、農業振興拠点「道の駅」、桜田複合施設、利根川堤防上に水防団の活動拠点となる施設、スケートボ

ード等の専用施設等、こちらにつきましては選挙で市長が市民の皆様にお約束を したことでございますので個別施設計画との整合を図っていかなければならない という様に考えております。

このようなことから、こちらについてもご審議をいただきたいと考えております。

この5点以外についても、例えば高齢者福祉施設は民間譲渡の計画になっていますが、障がい者福祉施設と同様の考え方の施設になりますことから併せて検討していきたいと考えているところです。

この5点の見直しを図っていくのに当たりまして、個別施設計画というのが第 1章から第8章までの構成になっていますが、その中で「第5章 施設分類別適 正配置計画」、「第6章 施設分類別保全計画」、「第7章 削減効果の検証」 についての見直しを図っていきたいと考えているところでございます。

実際には、第2回以降に細かく見ていただきながらご説明する方が分かりやすいと思いますが、現在考えている見直しの内容はこのようなところでございます。

併せましてスケジュールでございますけれども、本日が第1回の検討委員会ということになりまして、令和4年度中にあと2回程ご審議を頂戴したいと思っております。

年内12月に1回、年が明けてもう1回、年度が変わりまして令和5年度の4 月以降に3回、全6回を予定しているところでございます。

事務局としましては来年度の上半期ぐらいを目途に進めてまいりたいと思って おります。

こちらのご審議の状況によっては期間が延びたりすることもあるかと思いますが、夏頃の答申というのを目指して進めてまいりたいと考えておりますのでよろしくお願いいたします。

事務局(髙田 今の説明に捕捉させていただきます。

参事) 今の計画というのは、第1期から第4期に跨いだ計画になりますが、本来見直 しについては1期が終わったあとにかけるという考えで作成させていただきまし た。

> しかし、説明申し上げましたとおり市民の皆様、議会等からのご意見があった ことから、今回は期の途中で見直しをするものでございます。

> そういったところから今回の見直しは、一部見直しという形でこの資料にある 大きな5点を見直し対象としたいと事務局では考えているところです。

石上会長 およその流れ、私共の任務についてご理解いただけたと思いますが、改めて再 確認でございます。 こちらの計画がすでに去年の3月に出来上がって、計画は適切な手続きに基づいて作成されたものですが、計画が確定したのち、議会ですとか市長の選挙を通じて多様なご意見が寄せられたところです。

それを踏まえて市長の方で、この計画の一部見直しをご判断された、具体的には今資料2でご説明された上から4つが見直し、また、改めて市長公約で施設についての動きがありましたのでこの際それも含めた見直しというのを、ただ今市長から調査と検討を命ぜられたというところでございます。

ですので、この個別施設計画の全般について一から見直すということでは必ずしもございませんので、こちらの資料2のこの5点について我々は何らかの答えを出さなくてはならない、そのような理解かと思いますがいかがでしょうか。

ご不明な点、あるいはご意見はございますか。

細川委員 施設の耐震化はされているのでしょうか。

事務局 (藤本 多くの公共施設は耐震改修が行われているとお考えいただいてよろしいかと思 主幹) います。

> 特に昭和57年というのが一つのターニングポイントになってきますが、建築 基準法の改正の年になります。

> それより前に造られた建築物というのは、今の基準に比べると耐震性が劣る建物という様になっており、そういった建物を今の基準にするために耐震補強工事を行っています。

裏を返しますと、それ以降に造られた建物というのは十分耐震性が確保されているというようなものでございます。

個別施設計画の中でも62ページをご覧いただきますと、(1)に「対象施設の概要」とありまして「1 久喜市役所」の右の方を見ていくと「耐震状況」という欄がございます。

「旧耐震(改修済み)」という様に書いてありますけども、これは過去の耐震 基準だけれども改修は済んでいるものです。

「新耐震」というのが新しい耐震基準で造られた建物だから耐震性は十分確保されているというものです。

先ほど副会長の方から、全ての公共施設のデータなんかを次回までにお配りいただきたいというようなご要望がありましたが、こういったものも併せてデータとしてお出しすることができます。

石上会長 その他いかがですか。

中村委員 学校についても、現在の市役所の庁舎についても、耐震工事に随分お金と時間 をかけてやっていらっしゃったなという様に見ていたのですが、そういったこと が分かっていながら、例えば市役所を新しいやつを造ると、いろいろな批判とか 反対があったからそれを撤回すると、そうするとまた今新しくこの点についてや

るとまた苦情や批判があってまた変わるのではないか、と思っているのですがそ の点はどうでしょうか。

事務局 (藤本 先ほど、会長からもお話があったのですが、今の個別施設計画というのは適切 主幹) な手順を踏んで策定されたものであると我々も考えております。

説明させていただいたとおり、様々な市民参加の手続きを経まして、市民の皆様のご意見をいただきながら作ったものですので、そういった計画が策定後に見直しになるというのはそう多くはないことだと思います。

今回見直しの内容というのも、かなり注目されている計画になりますから、い ろいろなご意見が出てくるかと思います。

その中で適切な手順というところなのですが、計画の中でも特に重要な計画に は、議会の議決というものが必要になる計画がいくつかあります。

例えば、市の最上位の計画になる総合振興計画についても、計画案を作って、 こういう手順で作ってきました、こういう形です、というのを議会にかけまして 議決をいただくような計画です。

そういう計画というのは当然市民の代表である議会でも同意をいただいている ものになりますから、その後大きく方向転換するというのはなかなか考えづらい ということになると思います。

個別施設計画は、策定の段階では議決が必要な計画ではなかったので、議会による審議というのはしておりません。

ただ、今回一部見直しをするということが決まっていく過程の中で、やはりこの計画も議会の議決が必要な計画にするべきであろうというような審議が行われまして、今回は見直しの内容を皆様にご審議いただいたあと、議会に議案として上程して議決をしていただくというような予定になっております。

ですので、議会でもご審議をいただいて計画を確定させてまいりたいとそのように考えているところでございます。

中村委員大いに納得しました。

あまりにも前回の方針が1、2年で変わったもので、あれどうなっているのかなと思う理由もあって公募に手を挙げました。

ですからこういう様なさらに手厚いいろいろなケアをしながら上の方に持っていくと、進めるということでよろしいのではないでしょうか。

石上会長 大変市民の皆様の関心も高い計画でございます。また、我々の任務はこの 5 点 に絞られてございますので、ご慎重にご審議をいただければと思います。

手続き的に、最終的に議会で議決を要するということでございますので、我々が検討した結果が変わるということは、可能性としては不可能なのではないのかという様に考えてよろしいのではないかと思いますので、そういったことも含めまして、活発なご意見を頂戴したいなと思います。

坂口委員 建物の耐用年数が何年かというのは考えているのでしょうか。

事務局 (藤本 もちろん考えてございます。

主幹) 計画の中にも書いてあるの

計画の中にも書いてあるのですが、建物の構造によって、例えば市役所や学校のように一番強固に造られている鉄筋コンクリート造ですとか鉄骨造というような建物については一般的には60年を耐用年数に考えておりまして、適切に長寿命化するような改修工事を間に挟めば目標として80年は使えるだろうというような考え方をもっております。

一方で、もう少し構造が強くない、一般的な住宅でも使われております木造ですとか軽量鉄骨造といったものは40年というのを耐用年数として考えております。

この耐用年数というのも施設の方向性を決める上での一つの考え方、指標になってくると考えております。

石上会長 先ほど副会長さんからご指摘いただいた件で、今ある182の施設の建築年の

資料を出して欲しいということでしたが、個別施設計画の6ページから9ページ に182全ての施設の建築年と構造が記載されてございます。

なお、今ご説明がございましたとおり、構造によって何年もつかというのはかなり違うということでございます。

事務局 (藤本 耐用年数については、55ページに記載しております。 主幹)

三澤副会長 問題点等の一覧表はお出しいただけますか。

事務局(藤本 はい。

主幹)

石上会長 他にはいかがでしょうか。

(意見等なし)

石上会長ではご理解いただいたという様に考えさせていただきます。

先ほど事務局から今後のスケジュール等についてご説明がございましたが、次 回の委員会から、見直す施設ごとにご審議していただきたいとの話がありました。

この場で一から決めていくのは時間的にも難しいと思われますので事務局に案 を作成していただき、その説明を受けながらご審議いただきたいと考えてござい ますが、いかがでしょうか。 (異議なし)

石上会長 それでは、基本的には事務局に案をご準備いただきます。 事前にご用意はいただけますか。

事務局 (藤本 開催のご案内と併せまして事前にご郵送させていただきたいという様に思って 主幹) おります。

石上会長 なるべく事前にお目通しをいただきましてその上でご審議いただきたいと思います。

それでは、議題(2)については以上としまして、先に進めさせていただきます。

次に、議題(3)その他について、事務局から説明をお願いします。

事務局 (藤本 それでは、その他としまして、今後の予定等につきまして、ご説明申し上げま主幹) す。

まず、会議録の関係ですが「できる限り全文記録方式に近い形」で事務局が作 成後、石上会長に確認いただき、確定とさせていただきたいと存じます。

次に、次回の委員会の開催予定でございます。

次回は、12月26日(月)、場所は市役所4階第4会議室を予定しております。

詳細につきましては、準備ができ次第、開催通知を配布させていただきます。 なお、次回以降の会議をより効率的に進めるため、会議資料を事前に配布させていただきます。

質問事項や確認したい点がありましたら、事前に電子メールや電話等で事務局にご連絡いただけると幸いです。

当日でも結構です。

事前にいただいたものにつきましては、当日の会議に回答することができるか と思います。

できましたら、事前に質問をいただけますと効果的効率的な会議の開催に繋がるかと思いますのでご協力をお願いいたします。

以上でございます。

石上会長 ただ今、事務局から、次回委員会の説明などがありました。 その他何かご質問等ございますか。

(意見等なし)

石上会長それでは、以上で本日の議題は終了とし、進行を司会に戻したいと思います。

司会(髙田参 石上会長、ありがとうございました。

事) それでは、閉会にあたりまして、三澤副会長にごあいさつを頂戴したいと存じます。

三澤副会長 (副会長あいさつ)

司会 (髙田参 三澤副会長ありがとうございました。

事) また、委員の皆様におかれましても、大変お疲れ様でございました。

本日はありがとうございました。

会議のてん末・概要に相違ないことを証明するためにここに署名する。

令和4年11月18日

会 長 石上 泰州